

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 7 月 3 日

【会社名】 株式会社七十七銀行

【英訳名】 The 77 Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 小 林 英 文

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区中央三丁目 3 番20号

【電話番号】 仙台(022)267局1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 田 辺 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目14番11号
株式会社七十七銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3545局7620(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 柴 田 研 将

【縦覧に供する場所】 株式会社七十七銀行平支店
(福島県いわき市平字三丁目14番地)

株式会社七十七銀行東京支店
(東京都中央区銀座四丁目14番11号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1)

1【提出理由】

2023年6月29日開催の当行第139回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会開催日

2023年6月29日

(2) 決議事項の内容

A 第1号議案 剰余金の処分の件

a 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金50円

b その他の剰余金の処分にに関する事項

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 16,000,000,000円

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 16,000,000,000円

B 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)11名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、氏家照彦、小林英文、小野寺芳一、村主正範、井深修一、黒田隆士、小林 寛、奥山恵美子、大滝精一、小山茂典および福田一雄を選任する。

C 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役として、鈴木広一、山浦正井、牛尾陽子、三浦直人および遠藤信哉を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案		賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案		635,617個	5,966個	91個	98.31%	可決
第2号議案						
1	氏家 照彦	559,688個	81,843個	144個	86.56%	可決
2	小林 英文	574,071個	67,462個	144個	88.79%	可決
3	小野寺 芳一	600,775個	40,814個	91個	92.92%	可決
4	村主 正範	634,123個	7,466個	91個	98.07%	可決
5	井深 修一	634,774個	6,815個	91個	98.18%	可決
6	黒田 隆士	634,674個	6,915個	91個	98.16%	可決
7	小林 寛	634,757個	6,832個	91個	98.17%	可決
8	奥山 恵美子	599,453個	42,135個	91個	92.71%	可決
9	大滝 精一	599,523個	42,065個	91個	92.72%	可決
10	小山 茂典	618,882個	22,706個	91個	95.72%	可決
11	福田 一雄	633,723個	7,865個	91個	98.01%	可決
第3号議案						
1	鈴木 広一	562,813個	78,771個	91個	87.05%	可決
2	山浦 正井	531,413個	110,173個	91個	82.19%	可決
3	牛尾 陽子	532,788個	108,798個	91個	82.40%	可決
4	三浦 直人	559,314個	82,271個	91個	86.50%	可決
5	遠藤 信哉	564,840個	76,745個	91個	87.36%	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりであります。

(1) 第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(2) 第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

2 賛成率の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分および株主総会当日出席分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上